

インド・西ベンガル州における統一戦線と 農民運動(1967年2月～1970年3月)に関する資料集 (I)

さ とう ひろし
佐 藤 宏

まえがき

訳語対照表

I 第1次統一戦線と農民運動(1967年3月～1968年2月)

1. 第1次統一戦線政府の基本方針〔抄〕
2. 土地および地租相の記者会見
3. ナクサルバリ地区の土地改革措置・タナ土地改革委員会の6項目綱領
4. 「24バルガナの不屈の農民運動」(論文)
5. 「農民の要求の闘いと民主主義の闘いは一体である」(論文)
6. 「農民は大部分の土地で収獲を守りぬいた」(記事)

II 大統領直轄支配と農民運動(1968年3月～1969年2月)

1. 「農民運動と組織の決議」
2. 州農民組合による知事へのメモランダム
3. 農民組合議長の見解への書簡
4. 「民主集会」の決議

(以上、本号)

III 第2次統一戦線と農民運動(1969年2月～1970年3月)

1. 統一戦線の32項目綱領〔抄〕
2. 統一戦線政府の地租相の4項目指示
3. 統一戦線政府の土地改革方針〔抄〕
4. 24バルガナ県5党会談の決定
5. 土地のための農民の闘争について統一戦線の決定
6. 土地摘発運動について統一戦線の方針
7. 土地諮問委員会について統一戦線の決定
8. ザミンダリー収用法適用に対する訴訟について土地および地租相の声明
9. ガンディー首相への西ベンガル州統一戦線政府地租相コナールの書簡
10. 農民運動の現段階での新たな戦術について

24バルガナ県農民組合の指示

11. 収獲を守る闘いにむけて24バルガナ県農民組合の決議
12. 収獲とり入れに関する政府の指示
13. 収獲とり入れに関する24バルガナ県7党の決定
14. 収獲とり入れに関する地租相の放送演説
15. 収獲闘争について、インド共産党(マルクス主義)＝西ベンガル州委員会の決議
16. 州首相特別顧問ランジット＝グプタの収獲とり入れに関する公式報告〔抄〕

(以上、次号)

まえがき

この資料集は、1967年2月のインド第4次総選挙直後の西ベンガル州統一戦線政府の成立から同年11月の解任を経て、1969年2月の同州中間選挙で再度成立した統一戦線政府が崩壊した1970年3月までの時期における、農民運動と、統一戦線政府の土地改革方針に関する若干の資料を収録している。

その目的は、(1)同期の西ベンガル州統一戦線政府による土地改革の特質とインドの土地改革におけるその意義、(2)西ベンガル州の農業、土地問題の特徴、(3)1967～70年の政治展開と西ベンガル州の農業、土地問題との係わりを明らかにするための資料とすることにある。

ここでは上記の期間を3段階に分けている。第1期は1967年の統一戦線政府の成立からその解任を中心とする、1967年の耕作期から1968年2月頃の収獲期に至る時期である。1967年の第4次総選挙では食糧危機・工業の不振などによる経済危機で、全インド的な反国民会議派傾向が表面化し、ケララ、西ベンガルのインド共産党(マルクス主義)、インド共産党を中心とする左翼統一戦線政府をはじめ、8州で非国民会議派政権が成立した。西ベンガル州の統一戦線政府は、14党からなる連合政権であったが、本資料集にその一部が紹介されている(1の1.)18項目綱領にもとづいて州の諸問題にとりくんだ。しか

し統一戦線は州議会内で国民会議派との議席差はわずか12議席であったこと、統一戦線の大衆的基盤の未成熟などの理由から、土地問題に対する政府の方針は十分に展開されないうちに、内部からの離脱を生み、州知事の裁断により解任された。しかし州知事の裁断には、憲法に定められた権限をはるかに越えるものであるとの非難が強くなされた。この経過と、農業・土地問題との関連については、収録した資料から十分うかがうことが可能である。また1967年には、労働運動の面においても州の損失労働日がそれまでの最高であった1947年の588万4742日を独立後はじめて凌駕し、611万8816日に達したことも注意しておく必要がある。

統一戦線側としては、州政府の解任を、民主主義への攻撃、農民の収獲闘争、土地闘争への攻撃ととらえ、1967年末から1968年1、2月にかけて、大規模な抗議行動を組織した。資料 I-5. は、農民組合（インド共産党＝マ系）の立場からのものであるが、民主主義闘争と農民闘争の関連、農民と労働者その他の階級との共同行動の意味について展開している点で本資料集の対象とする時期全体にかかわる問題を提起しているであろう。

第2期は統一戦線政府の解任後のP・C・ゴージュ政府が内部抗争から崩壊し大統領直轄支配にはいった時期で、1969年2月の西ベンガル州中間選挙までの期間である。これは1968～69年の耕作から収獲までのサイクルに照応する。時期の区分のみをとってみても政治的な情勢が、農村の情勢を敏感に反映していることが明らかである。この時期は農民運動の側からいえば、「反動」の時期であって、各資料からもうかがえるように、土地分配、小作人の保護などに関して若干不利な状況が生れている一方、ここには示していないが、統一戦線側が1968年初頭から展開した大衆行動がいく分か地についてきた時期でもあった。1968～69年にまたがる収獲期を前に、四つの農民組織が主催した「民主集会」の開催（資料II-4.）にその表われをみることができる。付け加えるならば、インド共産党（両派）系の農民組合（All India Kisan Sabha）は、1967年10月にそれぞれの系列に分裂し、両者とも農民組合と称している。組合旗は、1968年5月からインド共産党（マ）系は赤地に鎌と鎚、インド共産党系は赤地に鎌である。

第3期は1969年2月の中間選挙による統一戦線政府の樹立から、1970年3月に内部分裂、特にベンガル会議派の離脱によって崩壊するまでの時期であり、州議会での圧倒的な優位（国民会議派55議席、統一戦線とその支持

者215議席）、と、各左翼勢力の影響力の強化によって、政府の方針（資料III-1.）がかなり前進したのである。資料にも見られるように、県あるいはそれ以下の段階での共同行動の前進があり、耕作から収獲の全局面をある程度有機的に結合した土地政策、農業政策が農民運動と政府の双方から展開された。特に刈り入れにあたっては直接耕作者を行政が把握し、保護するという、きわめて重要な方針が展開されている。西ベンガル州でのこの時期の土地改革政策は土地問題を全インド的な政治問題の焦点として浮びあがらせたばかりでなく、州統一戦線の存在は、ある論者によれば、国民会議派分裂（1969年11月）への大きな要因であった。（Ghosh, Sankar, *The Disinherited State, A study of West Bengal 1967-70*, Orient Longman, 1971, p. vii）こうした経過からすれば、1967年から1970年の西ベンガル州の統一戦線と農民運動は州の土地改革をその規模と内容において若干前進させたことは疑いないとしても、むしろそれらが土地改革を中心とする全インド的な政治展開に与えた影響力という点に重要な意味を見出すことも可能であろう。

資料集という性格から、解説は最少限度にとどめるが、同期の西ベンガル州の政治展開などについては、S. ゴージュの前掲書を参照されたい。（これについては定家孝司氏による書評がある。『アジア経済』第12巻8号1971年 89—93ページ。)

以下資料収録にあたっての選択基準などについて若干の説明を加えたい。

〈資料の出所〉

各資料のタイトルの下に（ ）で示してある。*People's Democracy* はインド共産党（マルクス主義）の英文機関紙（週刊）、*Ganashakti* は同党西ベンガル州委員会のベンガル語機関紙（夕刊）である。ただし、IIIの3, 8, 9については、当時の州政府が報道関係者に配布した英文のメモを並用した（この資料はアジア経済研究所調査研究部の大内穂氏から借用させていただいた）。

〈選択の基準〉

特定政党の見解、個人による新聞、雑誌論文はできるだけ避け（例外は、Iの4, 5, 6, IIIの15）、統一戦線政府や政党の共同声明を中心に収録した。農民運動の側からは、他農民組織の資料が少なく、かつ包括的に網羅できないために、インド共産党（マルクス主義）系の農民組合の資料を収録した（注1）（IIの1, 2, 3, IIIの10, 11）。1967年について特に問題となるいわゆる「ナクサルバリ」

事件については、それ自体ぼう大な資料が存在するので、ここでは事件の背景を理解する一助として、資料Ⅰの3.を訳出した。

資料集としては、できるだけ地域段階での農民運動の実態が明らかになる資料が必要とされると考えるが、ここでは、24パルガナ県の資料に限った。これは1967～70年の時期を通じて同県が農民運動のペース・メーカーとしての役割を果たしていたからである。このことは、資料Ⅲの4と6との関係、Ⅲの10などからうかがわれる。

〈訳語その他〉

訳語の対照については次表を参照されたい。資料の文中にある〔 〕は訳者の注、() は原文の注または原語を示す。また本文についている訳者注は、各時期ごと一括して最後においた。時期の分割は必ずしも、統一戦線政府の在任期間と一致しない。

(注1) インド共産党(マ)系の農民組合は1966年10月から、1970年6月までの間に、組合員数を11万4985名(分裂前の全組合員数)から93万9581名へと増加させた。本資料の扱う期間における、この組織と統一戦線政府の方針との関係、他農民組織、政党との協力関係、対立点などについては、収録した資料からもその一端をうかがうことができる。各政党、農民組織の同期における役割の評価のためには各農民組織、国民会議派をはじめとする諸政党の資料の比較対照が必要であることはいうまでもない。

訳 語 対 照 表

〔日本語〕	〔ベンガル語〕	〔英語〕
土地に関するもの		
(1) ベナミ(地)	benāmi. (jami)	benami, mala fide
(2) 余剰地	udwṛitta jami	surplus land
(3) 休閑地	patit jami	fallow land
(4) 養魚池	beṇi, jalkar, mechhogheri	tank fishery
(5) 摘発(する)	uddhār (karā)	recover
(6) 帰属	nyasta (adj)	vest
——する	nysta karā (hāwā), bartāno, grahaṇ karā	karā vest
(7) 収用	dakhal	possession, acquisition
(政府)収用地	(sarkāri) khās jami	government possessed land
(8) 占有、占拠	dakhal	
占有権を得る	dakhal pāwā	
占有(占拠)する	dakhal, karā (または rākhā)	
占有地	dakhal jami	
(9) 移転(土地の)	hastantara	transfer
(10) 所有権	mālikānā	ownership
(11) 中間介在者	madhyaswattabhogi	intermediary
地主と小作人等に関するもの		

(12) 地主* (一般的に)	jamidār. o jotadār	landlords
(13) ジョトダール	jotadār	jotedar
(14) 折半小作人* または小作人 (一般的に)	bhāgchāši o bargadār	tenants and share-croppers
(15) バルガダール	bargadār	bargadar または share-cropper
(16) 追いたて	uchhed, まれに bedakhal	eviction
(17) 高利貸し	mahājan	moneylender
(18) 暴力団	gūṇḍā (bāhini)	goondas
行政、司法等に関するもの		
(19) 県	jelā	district
(20) 郡	mahakumā	subdivision
(21) タナ(警察区・署)	thānā	police station
(22) 地区(パンチャーヤトの)	añchal	anchal
(23) 地区、地域、地帯(一般的に)	añchal, elākā	region, area etc.
(24) 下級土地改革官	je-el-ār-o, adhistan bhūmi sanskāra ādhikārik	Junior Land Reform Officer (略=J. L. R. O.)
(25) 民事裁判所	dewāni ādālat	Civil Court (additional)
(26) (次席)県長官	(atirikta) jila samāhartā または di-em	District Magistrate(略=D. M.), Collector
そ の 他		
(27) 封建主義	sāmāntatantra	feudalism
——的支配者	samantatantrik	feudal lords
(28) プロレタリアート	prabhū sarbahārā	proletariat
(29) ボランティア部隊	swechhasebak bahini	volunteers
(30) 脱穀場	khāmār	threshing floor

(注) * 地主とジョトダール、また折半小作人・小作人とバルガダールを訳語において分けるのは、ベンガル以外の地域について、あるいは一般的に地主、小作に言及する場合に、英文では landlords, tenants と表現し、特にベンガルの地主、小作に言及する場合は英文中においても jotedar, bargadar と原語を使用しているからである。またベンガル語のテキストでも、英文の landlords, tenants に当る場合は、ほとんど jamidār o jotdār, bhāgchāši o bargadār と表現している。

I 第1次統一戦線と農民運動

(1967年3月～1968年2月)

1. 第1次統一戦線政府の基本方針 [抄] (1967年3月1日, カルカッタで発表)

(第3項目)物資の供給不足と必需品価格の騰貴による深刻な窮状をとりのぞくためには、この政府は限定つき

の、しかも単なる行政的な措置のみに依存することはできない。生産、とりわけ食糧の生産増大のために適切な措置をとるであろう。このことを念頭において政府は進歩的な土地改革措置を採用し、適切な灌漑、排水、肥料、改良種子と科学的〔耕作〕方法、改良乳牛および農業融資の供給を行なうことによって農民にとって現実的なインセンティブを与え、収穫物に対し合理的な価格の設定を行なう。貧農、折半小作人、農業労働者および困窮状態にあるすべての階級の農民が直面するあらゆる困難な問題に特に配慮がなされるであろう。

(第14項目)統一戦線政府は労働者、農民、教師その他あらゆる階層の勤労者の自らの要求と不満を表明する組合結成の権利を認め、人民の民主主義的かつ正当な運動を弾圧しない。人民の民主主義的希望に沿って統一戦線は行政運営体制と警察隊の再編を行なう。統一戦線は基本的人権の保障を行ない、インド防衛法その他の法律の適用の権限をインド政府に与えている「非常事態宣言」の解除を特にインド政府に要求する。予防拘禁法をはじめすべての非民主的弾圧法規の撤回のためにも圧力をかける。

(第18項目)上記の諸方針を実現するためには、単に行政機構にのみ依存せず、あらゆる面で各層の人民の真摯な協力と援助を要望する。地方自治制度をはじめ、パンチャーヤトを民主化し、活発化する。

2. 土地および地租相の記者会見

(*People's Democracy*, 1967年5月21日)

現在の憲法と現存する法律の限界内では革命的なことは一つとして可能でない。しかし農民に対し緊急の対策となる若干の前進的措置をとることは確かに可能である。これらの措置は勤労農民が彼らのイニシアティブと、組織力を発展させることを助けるであろう。農民のイニシアティブの発展と組織力の進展は、さらに前進する道ならすであろう。若干の措置はすでに人民の利益のためにとられたが、それらも人民のイニシアティブと組織力の助けなしに現実化することはできないだろう。

大きな変化を考えるには、もう少し時間がかかるだろう。しかしすでに現存の法律による制限内においてもわれわれがとりくもうとしているのは、(1)干ばつ地域の地租免除、(2)貧農の家宅地の登録、(3)1ピガ(約3分の1エーカー)以下の家宅地の地租免除、(4)政府の帰属地の〔農民への〕分配、そして(5)バルガダール〔折半小作人〕の追いたての禁止である。

干ばつ地域の地租免除；政府は平常年度と比較して

60%以下の収穫高しかない地域に対して地租の免除を決定している。他の地域では地租が要求されるが、執行令状(Certificate)は発行しない。

貧農の家宅地の登録；多くの地域で貧農の家宅地は彼らの名で登録されていない。それらの事例を確認し、登録を更新する指示が出された。それらの農民を追いたてた者は厳重に処分されよう。

1ピガ以下の家宅地の地租免除；地租省からは、この決定を実行するに必要な指示が出されている。

政府の帰属地の分配；問題は非常に深刻である。ベナミ(benami)移転(注1)と、法廷の禁止命令のために政府はいまだに12万1000エーカーの土地の取用を行なえずにいる。さらにまた、すでに政府の手にある土地の分配の問題がある。国民会議派体制下で分配された土地に関しては非常に重大な嫌疑がかけられている。多くの無資格者が土地を受けとっている。その間に設立された諮問委員会(Advisory Committee)に対しては多くの非難が向けられている。そのため統一戦線政府は土地の分配作業については、実行可能な限り民主的協議をもとに行なう。

そのため政府は国民会議派体制による諮問委員会を解散し、村落(gram)パンチャーヤトのメンバー、農民組織(Kisan Sabhas)の代表、州議会議員そして地区長(Anchal Pradhan)の協議のもとに土地を土地なし農民および貧農に分配することに決定した。

追いたての問題；これはあらゆる問題のうち最も深刻である。統一戦線政府が結成されるや否やジョトダール(注2)と反動分子は、政府が中小土地所有者からその土地をとりあげるといふ中傷をまき散らして、その過程で農村部での大量の追いたてをひきおこした。したがって政府は直ちにこの中傷を暴露し、追いたてを禁止してバルガダールを救済する措置をとらねばならなかった。

この中傷宣伝に政治的に闘い、組織された貧農の力が十分に発展しない限り、追いたては単に法制、行政的措置では停止できないことを政府は良く認識している。それ故一方で政府の政策を明らかにして中小所有者に確信を与え、他方農民に対しては追いたてに大胆に抵抗するよう呼びかけたのである。

同時に政府の官吏に対しても追いたてに対して農民を援助するよう指示が与えられた。

それらの指示には、いかなるバルガダールがどのような追いたての事例を彼に通告しようと、常に追いたてを防ぐべきであると一片の疑いもなく述べられているのである。必要な場合は刑事手続法(Criminal Procedure

Code) の運用も行なわれるべきである。

統一戦線政府は、もしこれらの緊急の措置が実現されれば、それ以上の前進も可能であろうと確信している。

政府官吏の態度；これまで政府官吏はある特定のやり方に慣れてきた。今や彼らはもう一方のやり方に慣れねばならない時である。当初彼らは上述の諸措置の意義を理解するのが非常に困難であった。そのため、一層の指示が必要であった。それらの諸指示が遂行されない場合もみられた。

階級闘争の激化；過去2カ月間の経験から追いたてが減少の方向に向っており、指示が実行されつつあると考えることができる。明確なことは一つ、つまり一方にザミンダール・ジョトダール、他方に勤労農民の間の階級闘争が先鋭化していることである。そのため農民を組織化する任務は非常に緊急である。喜ばしいことに、勤労農民の間にイニシアティブと組織とが成長しつつある。

茶園の余剰地；茶園地帯の余剰地の問題は非常にこみ入っている。国民会議派政府はそれらの土地を結局収用しなかった。茶園諮問委員会 (Tea Gardens Advisory Committee) の報告も実施されなかった。統一戦線政府はこの件に関して直ちに措置を講ずる。

ベナミ地の摘発；ベナミ地の摘発について政府は今のところ何らの決定も行ない得ていない。憲法、裁判所、証書、記録による障害は甚大である。ともあれ、そうした土地、特に大規模なものについては何らかの対策が必要である。

行政機構改革の必要性；(記者との会見の最後に地租相は特に次の2点を述べた。)

第1にブルジョワ憲法とブルジョワ行政機構による限界は過少評価してはならない。この限界は非常に拘束的である。

第2に、ザミンダールによるベナミ移転は大きな障害であり、それを除去せずには土地分配の作業は不可能である。そのため、何としてもこれを除去せねばならず、その目的に沿って西ベンガル州の行政機構は根本的に改変されねばならない。

3. ナクサルバリ地区の土地改革措置・タナ土地改革委員会の6項目綱領^(注3)

(『反統一戦線策動の歴史』Samiksha Parishad, Calcutta, 1968, pp. 62-64)

(1) 1953年5月5日から政府への帰属が宣言された日までの間に行なわれたと想定される不法な土地移転に関しては西ベンガル・ザミンダリー収用法、第5条A項に

基づく調査および措置が必要である。

(2) 同法によって政府に帰属された土地に関しての諸問題については、

(i) 部分的に帰属された土地の政府有分を含め、すべての帰属地の政府収用の完了を行なう。

(ii) 無権利かつ不法に占有された帰属地に関しては、不法占有者の追いたてを行ない、土地の再占有が必要であれば、資格検定のうえ現占有者を合法的占有者とし、ライセンスを付与すること。

(iii) 政府に帰属された期日の後に帰属地を不法に移転、譲渡する問題については政府の所有権を確認し、それらの土地の再収用のために必要な各種の介入、たとえば補償の差押え、処罰を加えること、またバルガダール、アディヤール^(注4)で、これら不法移転の結果追いたてをうけた者に、占有権を回復する、あるいは代替地支給による救済等を行なう。

(iv) 帰属地にして、下記の分類によって利用され、農地として不適切とされているすべての土地の点検。(i) 農耕作業および農業目的に分配するに適するもの、(ii) 将来あるいは現在、経済的再利用、灌漑、排水施設または土壤保護計画に転用の後農業目的に適するもの、(iii) 農業に不適であるが森林造成に適するもの、(iv) 農業に不適であるが、非農業用に適するもの、(v) 利用不能また開発不可能の荒蕪地

(3) 農業目的に、政府収用地および帰属地を分配すること。

(i) ベンガル年1374年〔西暦1967年〕度分として直ちに1年ライセンス^(注5)による政府収用地および帰属地の分配。

(ii) 新たなライセンスの発行あるいは以前の年度のライセンスの更新によって、ベンガル年1374年に分配された土地について、その適切度を検討して、土地分配の事例を下記のように分類すること。(i) 次年度にむけて更新可能なもの、あるいはライヤット権〔農民的永所有権〕設定可能なもの、(ii) 土地の量を削減すれば、(i) と同じに扱えるもの、(iii) ライセンスの更新またはライヤット権の設定の不可能なもの。

(iii) ベンガル年1375年より、またはその後可及的速かにライヤット権分配の措置を認可しうるために、土地分配のためのリストを作成すること。

(4) バルガダールまたはアディヤールの不法追いたてについて、西ベンガル土地改革法の第19条B項により土地返還を行なうため、関係事例の調査と処理を行なう必

要がある。西ベンガル州土地改革法の第19条A(1)項にもとづいて、それらすべての件について法廷への提訴の必要がある。

(5) タナ土地改革委員会は、タナの農業従事者の全階層、ライヤット、バルガダール、アディヤール、農業労働者と連絡をとり、法的権利、義務について彼らを教育する作業を援助する。

(6) タナ土地改革委員会は、タナの農業関係の状況を常に監視する。

〔原資料による解説〕

西ベンガル州政府はダージリン県のシリグリ郡のシリグリ、ファンシデワ、ナクサルバリおよびコリバリの四つのタナにそれぞれタナ土地改革委員会を組織した。これらの委員会は合法的な土地改革措置の実現のために、またこれらの地区の各階級の農民の正当な訴えに速かに応えるために6項目の綱領に従うことを決定した。

四つのタナの土地改革委員会のそれぞれは、ジャルパイグリーダージリン土地改革官(議長)、ブロック開発官(副議長)、シリグリ土地改革官、そして全インド＝グルカ連盟、ベンガル会議派、インド共産党、インド共産党(マルクス主義)、前衛ブロック、国民会議派、革命的社会党、統一社会党の各1名の代表、そして下級土地改革官(書記)を含む。〔以下略〕

4. 「24パルガナの不屈の農民運動」シャンティモイ＝ゴシュ (Deshhitaishee, Special Number, 1967, (Oct), pp. 196-200)

先の総選挙における国民会議派の敗北の後に、統一戦線政府が結成され、一般民衆各層と同じく農民大衆の間にも、広範な希望が湧きあがった。特に農民組合(注6)の書記長が土地および地租省の任にあたったことで、農民の希望は強力なものとなっている。この強い希望をもって、24パルガナ県の広範な地域で、農民組合の指導によって、不屈の農民運動が建設された。

全州は未曾有の鋭い食糧危機の頂点にある。州の糧食はジョトダール＝退職者＝ヤミ商人の残忍な食人党の手にある。農民は土地を独占する所有者＝ジョトダールと土地のために闘っている。このジョトダールこそが食糧の退職者である。農民を土地から疎外している者、彼らこそが一般民衆からも食糧を奪っている者なのである。農民の敵対階級こそが今日、すべての一般民衆の第1の敵なのである。

それ故に24パルガナの農民がジョトダールに対してすすめている土地占拠の闘いはすべての西ベンガル民衆の

生きる闘いの一環である。食糧の闘いと土地の闘いは一体となっている。

この県の組織的な農民運動は今年の耕作期に、少なくとも1万ビガの休閒地を摘発して耕作した。そして少なくとも4万ビガの土地でジョトダールのあらゆる攻撃を撃退して追いたてを阻んだ。組織的運動以外によるものはこの数字には含まれていない。

運動はおもに2種類あった。ソナルプル、ジャドプル、カニング、ヴァンガル、バラサト・タナでは農民は可耕休閒地を摘発して耕作した。その量は少なくとも1万ビガである。ソナルプル、ジャドプル、バラサトではこの土地では先回の査定時に、査定局の役人とグルになって、養魚池(tank fishery)と登録することによって農民の追いたてが行なわれた。ジャドプル・タナのバラコラ、サントシュプル、カリカプル地区では1カ所で数千ビガという可耕地がこうして過去13～14年にわたって休閒地とされてきた。これらの土地のどこにも1匹の魚はおろか、1滴の水さえもない。当然この背景には、法で定められた75ビガの最高保有限度をくぐりぬけるジョトダールの意図があった。国民会議派時代にはこうした現象がひんぱんに生じた。そしてこれを行なったのは、ナスカール族、つまりヘム＝ナスカル、アルデンドゥ＝ナスカル〔国民会議派の指導者であり、閣僚の経験もある〕らであった。

ジョイナガル、クルタリ、カニング、カクディープ、サゴル、マトウラプル、ハスナバード、サンデシュカール、ソナルプル、ヴァンガル、ビシュヌプル、ボジボジ、ファルタ、ゴサバそしてカリナガルなどのタナは、ベンガル地方の折半小作人運動に特別な地位を占めている。農民運動では、これらの地域が多くの伝統と歴史を創ってきた。これらの地域は多くの英雄的闘争の聖地である。統一戦線政府が追いたてに反対する政策を宣言するや否やジョトダールらは狂気のように追いたてを広範囲に開始した。組織された農民も抵抗に立ちあがった。ビシュヌプル、ボジボジ、そしてゴサバとサンデシュカール・タナでは追いたて反対大会がもたれ農民に対し追いたてに抵抗する呼びかけが行なわれた。この農民組合の呼びかけに大きく応えて農民はジョトダールのあらゆる攻撃も打破して少なくとも4万ビガの土地で追いたてを停止させた。

24パルガナ県では、上述のような休閒地、または塩水や泥水をひきこんで農民を追いたて養魚池と化した土地の総量は少なく見積っても30万ビガである。また広大な

土地が折半小作制のもとにあり、追いたても進んでいる。それゆえ、こうした数字に比較すれば組織的運動で摘発し耕作し、あるいは追いたてを防いだ土地は今でもほんのわずかといわねばならない。

しかし今回の運動には若干の特質があることを述べねばならない。

まず今回はじめて農民は休閒地の摘発の闘争にはいったことである。土地泥棒のジョトダールの仮面を剥いで、彼らは新たな闘いの方向をきり開いたのである。

次に今回の運動が民主運動のメッカ、カルカッタの郊外、ソナルプル、ジャドプル、パラサトから始まり、マトラプル、ナムカナなどのベンガル湾沿いまで広がったことである。以前には組織的な農民運動の砦はカルカッタからはるか離れたところにあった。そのために中間には広大な空白地帯が残された。今回のように運動が開始されたことで、この空白地帯は運動のなかに含まれ、ひと続きの広大な農民運動の砦に転化する可能性がみえてきた。

カルカッタと工業地帯の闘争から農民運動が孤立していたこれまでの状態が、今回の運動で克服される方向へ一歩進んだといえる。

今回の運動のもう一つの特徴は、組織された労働者階級が農民闘争の支持に今回はじめて立ち上がったことである。去る8月15日に、ジャイ機械工場(注7)の伝統に輝く労働者階級は壮大で組織的なデモ行進をジャドプルの闘う農民の地区で行ない、大きな感激を湧きおこした。ラシュトリヤ・サンGRAM・サミティ(注8)はカルカッタのチャグ・ラージ公会堂で緊急集会を行ない、農民闘争に支持を表明するのみならず、闘争に実際に参加する決議を行ない、闘争支援の資金を設け、ナクサルバリの犠牲者農民家族への救援に代表を派遣する決議を宣言した。労働者階級は今や農民の闘いを支持して断固として立ちあがっている。労働者階級がこの闘争の前線で指導する日はそれほど遠い日のことであろうか？ 何故といって、労働者階級のこの歩みは歴史的であり、運動全体の性格も変化せざるを得ないからである。

今回の運動の基本スローガンは、占拠して耕そう、休閒地・ベナミ地を摘発して耕そうというものである。今回の場合、土地の所有権の問題はとりあげなかった。農民を各種の手段で追いたてて休閒となっている土地を再占拠する問題が農民にとって最大の問題である。この闘いを遂行するのと同時に農民のための根本的土地改革運動、つまり農民の手に無償で土地を与える運動をすすめる

べきである。農民闘争の実力と意識の発展の段階に応じて、しかも民主運動と歩調をあわせて闘いを根本的な要求へとすすめてゆかねばならない。こうした結果によって数千の民主的な大衆はソナルプルでは闘う農民と連帯を表明してデモを行ない、学生はストライキをしてタナを包囲(gherao)した。

今回の運動の遂行面でも農民組合は特徴のある手段をとった。組合が考えたのは、現在国民会議派は直接には政権を握っていないため、運動を組織する点で有利な状況であろう、もし適切な手段を採用すれば、統一戦線政府を運動の進展のためにかなり多くの点で利用することができるであろうということであった。国民会議派政権はまごうことなく農民運動の敵対者であったが、統一戦線政府は政策的には敵対的でない。統一戦線政府の綱領には農民闘争への支持が表明されている。

運動をすすめるうえで、ジョトダールの攻撃にはおもに農民自らの組織的実力と民主的大衆の支持と結集に依拠した。それと並行して統一戦線政府の行政機構を可能な限り利用する手段をとった。ソナルプルの例では、農民が土地を占拠し、耕作し、ジョトダールの攻撃にも自らの実力で対抗した。そして同時に一方では農民と民主的大衆との大集会やデモを行ない、新聞記者には正確な事情を伝え、他方で、場合によっては、県長官、警視、郡長官等の行政官に代表を派遣し彼らに現地査察を行なわせた。大集会には、農民組協議長、ビシワナート＝ムカージー、書記長、ハレクリシュナ＝コナール(両者とも閣僚)が演説した。こうした手段は、組織的な運動の場合には必ずとられた。同時に、県農民組合は中央で記者会見を行ない、取材班を運動のすすめられている地域に案内した。

これらすべての結果として農民運動の勝利への前進がかちとられた。警官が農民組合の活動家、指導者に銃で襲いかかろうとした時も、ソナルプルの指導者らはたじろがず冷静な手段を講じて流血の衝突を避けさせたばかりでなく、農民の要求を獲得し、農民と民主的大衆の集会、タナの包囲を組織し、警視と県長官の介入を余儀なくさせ、警官を後退させることができた。

ジャドプル・タナのカルカプルでは農民が休閒地を占拠するやジョトダールが金切り声をあげ始めた。農民はまず自身の実力を結集して耕作作業にとりかかり、隣接するハルトウの民主的大衆を農民闘争の支援に組織し、その後行政当局を現地査察にひき出し、闘争の正当性を示した。そのためにジョトダールの攻撃もほこ先を鈍ら

されてしまった。

農民組合は至る所でこうした手段をとっている。農民組合は統一戦線政府の結成によって生まれた状況の変化をできる限り利用するという可能性を否定しないし、それを最大限に利用したいと考えている。しかし組合はこの内閣について、根拠のない幻想を与えようとは思わない。われわれがまず必要とするのはおもに自身の組織的な力量と広範な民主的大衆の結集そして労働者階級の実質的な協力への依拠であり、それにプラスして統一戦線内閣の援助である。

こうした手段の結果は直ちに現われたが、その点にふれる前にもう一点を特に議論しておく必要がある。大新聞のどれもが、農民組合は大規模な不法行為を犯しているとか、法と秩序を私物化しているとか、無政府状態を醸成している等の宣伝を毎日毎日くりかえしている。事実をもってこの真相を明らかにしてみようではないか。

ジョイナガル・タナの有名な組合活動家スダンナ＝コヤールをジョトダールの暴力団は朝早く彼の家に襲い発砲し、そのあとなぶり殺し、彼の兄弟にも致命傷を与えた。ヴァンガルではジョトダールが耕作中の農民に発砲した。農民はその薬莖を州首相のもとに提出した。ミーナカンでは警官の駐在中に8家族の農民の家が焼かれ、ジョトダールの暴力団は田から稲・ジュートを刈り取っていった。ソナルプルでは農民組合の指導者で、地域の州議会議員ガンガダル＝ナスカルを銃でつけねらった。ゴサバ・タナではサンヤシー＝モンドル、プロジュモホン＝ギリを傷つけ、彼らは病院に収容された。このような例は挙げればいくらでもある。さる9月5日にはソナルプル・ヴァンガルのタナ境いで、ソナルプルの農民はジョトダールの一隊をジャウカリ＝パリスターの沼地に追いつめ、警官を派遣させて、彼らを逮捕させ、その手もとから、許可証のない不法な銃砲を押収した。農民組合はこれまでも、組織的な農民運動の責任だと主張しようとした種類の事件の一つとして示すことができるかと反問してきた。

ジョトダールたちこそが村々で無政府状態を醸成し、喉もはりさげんばかりに農民に責任を転嫁しようとしていることはもはや疑う余地もないのではないか。

法律の問題をとりあげても、折半小作法では、チョイトローボイシャク月(註9)には折半小作人の追いたてを禁止している。ジョトダールらは果たしてこれを守っているだろうか？ ジョトダールらは即決裁判所(Camp Court)の判決を守っているだろうか？ とすれば法律を

破っているのは誰ということになるのか。

警官の態度は誰もが知っているとおりである。折半小作法に違反して小作人を追いたてた場合、刑事犯罪となるはずである。警察庁は、24パルガナ県のどこかで、ジョトダールが逮捕されたり、彼らの名で起訴されている事例を示すことができるか。ジョトダールの無秩序な破壊行動を抑制するために警察が積極的に何かしたのだろうか。ところが至る所のタナで農民の側から数百という訴えがおこされているのである。この種の警察の行為を示す例の一つだけ示そう。カニングのある折半小作人がタナへ訴えをおこしたが、3日間というもの何の措置もとられなかった。4日目に副警視が現地に来るや、突然「中立」と称して小作人とジョトダールとを逮捕した。彼のこの行為は弱者の農民を救ったのか、それともジョトダールを間接的に救ったのか。またミーナカン・タナでは氾濫地(char)の土地を19～20年間耕してきた農民に対し、警察は何の調べもなしにジョトダールの肩をもって大規模な逮捕状を執行し、3名の農民を逮捕し、警官の面前でザミンダールの暴力団は8家族の農民の家を焼き払い、収獲を刈り取っていった。警官がジョトダールの側を支持している例がこれ以上必要であろうか。

こうした状態は度々内閣を通し、また記者会見の発表によって知らされているにもかかわらず、内相の地位にある州首相は秩序の問題に関してジョトダールと農民を同列において判断するべしとの指示を出している。首相はジョトダールの家々に許可証付きの銃があることを知っているというが、許可証のない銃も彼らのもとにあることは誰でも良く知っていることなのである。

しかし首相は農民が棒や槍などを使用してはならないと指示している。この指示は誰れを助けているのか？ ジョトダールには合法・違法の武器を持たせ、農民には当然の防衛としてのわずかの物さえも持たせない。この首相の指示は武器のない農民の手足をしばって武装したジョトダールの暴力団の餌食としてさし出すことを意味していないか。この指示はジョトダールの直接的な援助であり、統一戦線の18項目綱領にも違反しているといえる。

農民運動のくりひろげられている地域のジョトダールらは、県のベンガル会議派書記長、シャクティ＝サルカールの指導で組織されつつある。彼の指導のもとに連合社会党、人民社会党との会合も行なわれた。政府官吏との話し合いの代表ともなっているのが彼である。彼の指導で「レジスタンス隊」も組織された。ばく大な資金が集められ、各地で秘密の会合がもたれ、暴力団のかき集

めに金が流れているともいわれている。

耕作期は終わった。組織的な農民運動地帯では、ジョトダールは一片の土地からも農民を追い立てることはできなかった。第1段階で農民運動は勝利した。別の面からいっても、農民の要求の正当性が社会的に認められ、支持され、ジョトダールらが孤立した。ソナルプルでは、傭い入れた150人ばかりのデモをする以外げにはジョトダールは表面に出ることはできなかった。農民運動は狂暴な敵を暗い穴ぐらに追いやることに成功した。

他方、農民組合の指導で至る所で数千という人びとの集会、デモ等が続いた。農民運動の結集力は日に日に増大し、労働・民主運動との連帯もうちたてられてきた。

農民運動は、悪党どもが暗い穴ぐらから深い策謀を練っており、収獲のとり入れ期には、力の限りをつくして狂暴な攻撃をしかけるであろうと注意をもって見守っている。であるから、農民は、あらゆる面からこの攻撃に抵抗する準備をしなくてはならない。収獲を自分の家までもってこることができた時に、農民のちとった勝利は完璧なものとなるのである。

悪党どもは一步後退させられてもなお他の手段を利用しており、今後も長期にそれを続けるにちがいない。彼らは今、民事裁判所、高等裁判所などから差し止め命令を得て、農民が自ら耕した土地に立ち入ることを妨害しようとしている。この新たな事態への対処に必要な措置も農民組合は考慮しなくてはならない。

24パルガナ県農民組合は運動がますます組織され、広範になり、そしてあらゆる障害をのりこえて勝利を決定的にすることができると確信している。

5. 「農民の要求の闘いと民主主義の闘いは一体である」

ハレクリシュナ・コナール (*People's Democracy*, 1967年12月24日)

反動的策謀家たちは、本来富めるものの権利を擁護しているはずの憲法のみかけさえもつくろうことができなかった。なぜなら、そのためには、彼らは州議会が召集される予定となっていた12月18日までは少なくとも待たねばならず、そのうえ議会のなりゆきには、ひとつとして確実なものではなかったからである。そうするうちには収獲作業はかなり進み、政府の供出政策が開始されてしまうであろう。

仮りに統一戦線政府がこの時点まで生きのびれば、ジ

ョトダールらは農民や折半小作人を収奪し、彼らの稲を略取し、政府の供出命令に違反して稲を退蔵する機会を失ったであろう。それどころか、農民の組織的運動はさらに進んだにちがいない。

それゆえにこそ、反動派は憲法を踏みにじり、議会民主制のみせかけも投げすてたのである。国民会議派指導部、知事、反動的官僚の一派そしてジョトダールの手先である数名の裏切り州議会議員らは、謀叛の張本人たるP・C・ゴージュを頭に邪悪な陰謀に加わって攻撃を開始し、無差別な逮捕と発砲を人民に加えるために警官の手綱を解き放したのである。

同時に農村では、農民の稲の略奪が開始され、警察は農民への攻撃を強化し、ジョトダールへの彼らの階級的忠誠を立証したのである。

このような状況のなかで民主運動の最も重要な任務の一つは農民の抵抗運動を強化し、彼らの正当な組織的闘争を全面的に支持することである。

〈統一戦線内閣の意義〉

加えられている攻撃の意味は過去9カ月の統一戦線内閣下の展開を分析した時に明らかになるであろう。

われわれは統一戦線内閣への幻想を人民の間につくり出そうとは決してしなかった。当初から、あらゆる機会をとらえて、われわれが明らかにしたのは、現在の国家構造、憲法、統治機構のなかでは、人民の基本的問題は決して解決されないということであった。

そのような解決は根本的で困難なかつ長期的な革命闘争を必要とするし、人民が自らの経験にもとづいて革命闘争へ一歩一歩と進んでゆくものであろう。しかし内閣が制約された状況のなかから与えることのできた援助とともに、組織的な大衆運動は大ブルジョワ、ジョトダール、退蔵者に幾分かの打撃を与えることができたし、その限りでは若干の部分的利益もかちえた。内閣の多くの弱体さと動揺性にもかかわらず、事件の展開は、階級闘争が広範かつ先鋭化し、そのために大ブルジョワ、ジョトダール、退蔵者が激怒しているという分析が正しいものであることを示している。統一戦線内閣が大衆闘争の名分を損い、既得権益者の手先としてふるまっているという冒険主義者の大言壮語も、統一戦線内閣の万事順調を予言したブルジョワ改良主義もともに誤りであったことは歴史が証明している。人びとは短期間に貴重な教訓を学び、彼らの主張は前進した。

〈実績〉

今年の耕作期に農民は大規模な追い立てに反対して闘

い、若干の地域では昨年不法に追いたてをうけた土地への権利を回復することができた。県の農民指導者の推計によれば24バルガナ県のみで3万3000エーカーの土地で追いたて反対が成功した。したがってこの収穫期には、そうした土地のジョトダールがバルガダール（折半小作人）を攻撃し、稲を略奪しようとするとしても驚くべきことはない。

政府に帰属された余剰地の分配についてもいくらかの前進がみられた。10月までに約23万エーカーの土地が約23万8000の土地なし農民や貧農に分配された。分配に関しては数多くの欠陥があり、それは行政機構の性格からしてやむを得ないものである。それにもかかわらず7~8万エーカー^(注10)に及ぶ、もとの地主の占有地がはじめて分配されたことは注目すべきであろう。そのうち昨年分配が行なわれた土地については、その3分の1以上が不適格な人々やジョトダールの手先に以前は分配されていた。

統一戦線内閣は村落パンチャーヤトのメンバーとともに、農民や農業労働者の組織が分配に関与し、民主的に分配が行なわれるよう強調した。さらにブロックの段階に政党と大衆組織の代表を含めた土地改革諮問委員会(Land Reform Advisory Committee)を組織して追いたてや土地分配等について農民を援助した。

これらの措置はジョトダールの行為を野放しにすることをある程度抑制した。彼らはこうした措置を甘んじて受け入れたのもなかった。ジョトダールは分配された土地の占有を阻もうとしていることが報告されている。したがってジョトダールらが、分配された土地の収穫を強奪しようとし、土地までもかすめとろうとしていることに驚くべきではない。

統一戦線内閣の在任中に茶園の1万エーカーの余剰地が政府に帰属し、そのうち4000エーカーはすでに貧農によって占有され、耕作された。ベナミ地(不法移転)については、憲法、法律、行政機構のゆえにそれらを明らかに出すのは非常に困難である。それにもかかわらず約5000エーカーの土地が、そのほとんどが24バルガナ県で発見された。

ジャドプル・タナではジョトダールらは最高保有限度の規定をのがれるために広大な面積を養魚池(tank fishery)として登記して占有していた。農民はそのうち300エーカーほどを組織的に占拠し耕作した。農民はさらに内閣が存在していることによってジョトダールと警察の攻撃から土地を守ることができた。24バルガナでは、い

わゆる養魚池の二つを政府が収用し、その土地を農民に分配した。こうしたことが行なわれたのは今回が初めてである。数千エーカーという河川の氾濫地と灌漑省の土地もまた貧農に分配された。多くの場合これらの土地も富裕な者が利用していた。

〈反動派の攻撃〉

このような理由からジョトダールらは激怒している。もし統一戦線内閣が収穫時に存在していれば、警察を意のままに利用し、農民に対する不法行為に呼び出すこともできなかったであろうし、農民の正当な権利を守り、農民運動の基盤がさらに強化されることになったであろう。果たせるかな、土地運動が最も広がったのは24バルガナ県であり、ほとんど一団となって統一戦線を裏切ってジョトダールの手先の役割を果たしたのはこの県の州議会議員であった。ジョトダールらは収穫期の農民運動が彼らをさらに追いつめ、ベナミ地への圧力が強化されることを恐れていた。彼らは統一戦線内閣が家宅地への恒久的権利を貧農に賦与する布告を成立させ大統領の許可をうるためにニュー・デリーに送付したことに注目していた。中央政府は承認を3カ月間保留していたが、結局拒否することは困難であった。ジョトダールらはまた、内閣がすでに、最高保有限度を個人単位から家族単位に変え、養魚池・果樹園・ヒन्दゥー教の寄進地などの例外規定を廃止する等の土地諸法の包括的改正を議論し始めたことにも注目していた。内閣はこれらの問題ですでに具体的な提案を出している。これらの包括的改正は土地問題を根本的に解決するわけではないが、ジョトダールに大きな打撃を与え、農民により大きな利益を与え、農民運動をさらに強化するであろう。だからジョトダールとその手先は、これ以上待つことができなかったのである。

ジョトダールを怒らせたもう一つの大きな理由は統一戦線政府の食糧供出政策であった。内閣は過去の誤りの経験から学んでジョトダールの大部分の余剰を徴発しなければならぬと決定していた。政府がこの政策を実行するために全力を投入するであろうとジョトダールは考え、そのために彼らの退蔵の機会が失われると考えた。これが彼らがあらゆる手段で内閣をくつがえそうとした理由であった。議会制民主主義が既得権者にとって障害であることが明白となり、それさえもが攻撃されねばならなかった。

〈新たな状況と新たな任務〉

このような状況のもとで統一戦線内閣が不法に解任さ

れ、かいらい内閣が就任した。これは人びとの民主的権利への攻撃であり、特にジョトダールの不法な利益のために農民を攻撃する道をひらいた。直ちに予想される結果はジョトダールと警察との一体の農民攻撃であろう。農民の稲を奪い、彼らを土地から追いたてるであろう。提起された土地諸法の改革や食糧政策はすべてサボタージュをうけるであろう。すでにそのような攻撃は開始されている。したがって農民の自己の利益を守るための闘いは民主主義のための闘争と直結している。いずれも他方と孤立して運動をすすめることはできない。

この過程は人民が自身の経験から、議会制民主主義はブルジョワ独裁の一型態であり、社会に根本的変化をもたらす得ないにもかかわらず、人民が自己の利益とブルジョワ・地主の利益の制限のために議会制民主主義の限られた権利を利用しようとする時には、支配階級はそれを踏みじめることに躊躇しないというマルクス主義的定式の正しさを理解する助けとなっている。西ベンガル州議会議長の厳正な裁断は裏切り者をさらに暴露した。支配階級が今後ますます警察と軍隊の銃砲とに頼って支配を維持しようとしていることが明らかになっている。

働く人民と民主勢力は彼らの闘争が新たな局面にいたったことを理解する必要がある。民主主義擁護のための闘争をさらに強化し、広範な領域へひろげ、労働者や農民の日々の闘争と結合されねばならない。今まさに農民は直接の攻撃に直面している。だから民主勢力は農民の側に立ち民主主義の闘いを村の中深くもちこまねばならぬ。またジョトダールと警察の連合攻撃に対してできる限り労働者と農民の部隊は村落へはいつて農民を支持しなければならない。

他方、農民活動家と闘う農民の責任は非常に増大している。ジョトダールと警察の攻撃の重要性を過少視するのは有害である。農民は自身の運動を革命的大言壮語と冒険主義的戦術の犠牲にすることを許さない一方、自らの収穫と土地は血を流してでも守りぬくであろう。それは彼ら自身の組織的な闘争と状況に適した組織によってのみ可能である。無差別逮捕と警察の攻撃の危険を考慮しつつ、組織と活動については、運動の持続性を守りつつ、各段階の連絡が切断されることのないように再編成しなければならない。

同時に農民も内閣の不法解任に反対して民主主義を守る闘いに積極的に参加しなければならない。今民主的権利を最も必要としているのは農民である。全国的な民主闘争から孤立することは、農民運動自体をも損うであら

う。いいかえるならば、人民の大多数を占める農民がそれに積極的に参加しないということは民主主義のための闘争を弱体化するであろう。収穫、土地、食糧そして公正な賃金のための闘いは、共通の運動に統合されつつある。今日の状況では、人民の大多数を結集する民主闘争の一般的要求は、不法なゴーシュ内閣の解任、知事の罷免、警察の弾圧の停止、違法官僚の処罰、統一戦線内閣の復帰、中間選挙の実施である。

残念ながら、未だに中間選挙のスローガンの重要性を理解できない若干の人びとがいる。このスローガンは大衆闘争の波に悪影響を与えたり、若干のホラ吹きたちのいうように大衆に幻想を与えることにはならない。また統一戦線の若干の仲間が危惧するように、裏切り者内閣に対して現在進められている闘争を踏みはずすものでもない。現在の文脈の中では、このスローガンこそカギであり、運動の勢いを加速し、それに方向を与えるであろう。

収穫と土地の要求と同時に、これらの民主的要求を、村から村へとこだませようではないか、農民たちは自身の闘争を遂行するとともに、統一戦線によって決定された計画に積極的に参加せねばならない。これが今日の任務である。

6. 「農民は大部分の土地で収穫を守りぬいた」

特派員の報告 (*Ganashakti*, 1968年2月12日)

余剰地とベナミ地、そしてバルガ〔折半小作〕地、つまり農民が自ら占有し、また占有権を得たすべての土地の大部分で農民はジョトダールの策動を粉碎して遂に収穫を守りぬいたことは一片の疑いもないと農民組合のあるスポークスマンは語っている。全県からの詳細な報告はまだ到着していないが、得られるかぎりの情報からは、このことが確実にいえるとしている。

24バルガナ、ミドナブル、ハウラ、フグリー、ブルドワン、マルダ、西ディナジブル、クーチ・ビハール等の県からの報告をもとにこの見解のべられている。

24バルガナの政府の取用地およびバルガ地について、特に混乱はみられなかった。ベナミ地で農民が占拠して耕した土地からは若干の稲が強奪された。ソナルプル・タナの約275ビガのベナミ地でジョトダールと警察は稲を刈り取った。農民は抵抗したが警官の襲撃に対抗できなかった。12月2日から5日の間に武装警官がジョトダールの稲の強奪を援助するために農民を襲った。脅迫的雰囲気なかで農民は約600ビガの土地でベナミ所有者に40%の収穫を渡すことで譲歩せざるを得なかった。だがこの数倍に及ぶ土地では、農民は稲を自分の権利とし

て保持することができた。

ブルドワンのジャマルプル・タナでは農民運動の弱体な地区で、2カ所ほど約122ビガの分配された政府収用地の稲をジョトダールがタナと警官の助けを借りて刈りとった。こうした事例はもう1～2カ所でみられたが、全州では分配地の稲は大方農民が刈りとった。特に問題となったのは、農民に分配される以前にジョトダールあるいは他の誰かが耕作していた土地、つまり農民が占有権を得られなかった土地である。

法的には、耕作の費用は耕作者に渡して、その土地の稲は農民が得るか、または収穫の一部を渡し、耕作後に土地の占有権を農民に与えることが当然である。こうした土地について若干の紛争があったが、その正確な情報は知られていない。

この指導者はさらに、大部分の収穫が守られたといっても、それが主として農民の組織的運動と抵抗の結果可能であったということではできないと述べている。実際のところ、ジョトダールらは憤激しても、襲撃するほどの勇気と力と組織を結局は示すことができなかった場合が多い。警察の感情も非常に悪意的であったが、彼らもジョトダールへ実際に援助におもむくことはできなかった。統一戦線の指揮した全州にわたる民主主義擁護闘争と、ゴージュ内閣の孤立化とが、この件では農民にとって大きな助けとなり、収穫を守る問題でも重要な役割を果たしたのである。

もちろん農民の組織的抵抗の可能性がなければ、ジョトダールもこれほど自制をしなかったに違いない。実際に農民側の抵抗に遭遇した時にはジョトダールもそのことをよく理解したのである。要するに、上記の様ざまの原因から若干農民側に有利な状況が生み出された。農民が民主主義擁護闘争に多くを負っていることは疑いもないのである。

今後農民への攻撃はさらに鋭くなってゆく。至る所で大規模な追いたてのおそれがある。真の貧農に分配された余剰地が横領されるおそれもある。というのも、ゴージュ内閣はすでに統一戦線内閣のもとでの、できるだけ多くの人に土地を与えるという方針に代えて、より少ない人びとにより多くの土地を与えるという意図を声明しているからである。

食糧危機はこの間先鋭化しており、今後さらに恐るべき状態を生むであろうし、その最大の犠牲者は貧農と農業労働者であろう。

これらすべてに対し、今から先鋭な農民運動を開始し

なければならない。この組合指導者は最後に、農民運動には依然としてかなりの弱点があり、それを克服せねばならないと語った。

〔訳注〕

(注1) ベナミ：一般に財産、商行為の他人名義の登録をいう(Radharomon Mookerjee, *The Law of Benami*, 2nd ed., Calcutta, 1923, p.1)。この資料集では、最高保有限度以上の土地を偽名等により登録し、法の適用をのがれることをさす。

(注2) ジョトダール：ライヤット農民や元中間介在者で自身の占有下の土地(khāsあるいはnij dakhāl jami)を折半小作人(bargadār)に耕作させる地主。特にそのうちでも大地主を指すことが多い。

(注3) 委員会の組織された時点は不明。この委員会の活動については、*On Left Deviation*, Calcutta (1967)に収録されたインド共産党(マ)西ベンガル州・シリグリ地区委員会の報告(1967年8月5日)に言及がある。

(注4) アディヤール：バルガダールと同じ。おもに北ベンガルで折半小作人をさすことば。

(注5) 余剰収用地は、通常政府との1年契約のライセンスによって農民に分配される。本資料にみられるように、その後恒久的査定が実行される。

(注6) 農民組合：全インド農民組合(All India Kisan Sabha)、またはその西ベンガル州支部のこと。全インド農民組合は1967年10月にインド共産党系、インド共産党(マルクス主義)系とに分裂した。

この資料集で以下「農民組合」とあるのは、断りのない限り後者の組織を指している。

(注7) カルカッタ南の郊外にある。シュリーニラム財閥の経営するミンシ、扇風機等を生産する工場。

(注8) 1966年インドゥラール＝ヤジュニクを議長として結成された反国民会議派系の労働組合協議体で全インド的な組織をめざしたが、実際に活動が行なわれているのは、西ベンガル州のみといわれる。西ベンガル州では農民組合(阿派)も参加している。

(注9) チョイトロは陽暦3月中旬から4月中旬、ポインチャクは4月中旬から5月中旬。チョイトロはベンガル年度の最終月。地租関係の年度はポインチャクから始まってチョイトロに終わるベンガル年を利用する。追いたてに関するこの規定は、「折半小作法」ではなく、「土地改革法」の第20条(3)項による。

(注10) 原文には、70,80,000エーカーとある。

II 大統領直轄支配と農民運動

(1968年3月～1969年2月)

1. 「農民運動と組織の決議」

(農民組合西ベンガル州委員会の3月31日の
会議で採択) (*Ganashakti*, 1968年4月3日)

全インドの深まる危機を背景に、西ベンガルにおいて農民生活の危機は日一日と深刻化している。追いつて、土地分配、余剰地占拠等に関して統一戦線内閣下で農民が得たわずかの便宜も奪われている。農民、農業労働者の組織の援助をうけてこれらの問題を解決するという統一戦線政府の決定もくつがえされた。警官と官僚が全能とされ、ジョトダール、退職者はこの事態に便乗して攻撃を開始した。至るところで大規模な追いつての危険がみられる。土地なし農民や貧農に分配された余剰地から彼らを疎外するおそれもみられる。茶園の余剰地を収用する代わりに、すでに収用された土地が手放されている。食糧危機はこの間深刻な形をとってきている。不足地域では、米の値は例外なく1キロあたり2.5ルピーに上昇しているにもかかわらず準配給制 (Modified Ration) も施されていない。退職摘発の名目で多くの場合パルガダールや貧農の飯米までが略奪されている。徴収した稲や米は一部分たりとも地域に留保されていない。そのため食糧事情はさらに悪化している。農村部には大規模な窮乏がみられるのに、救護措置がとられていない。農業労働者の失業はさらに増大している。農民の正当な運動に対する警察の脅迫と弾圧は依然としてひき続いている。

〈階級闘争の重要性〉

こうした状況で農民と農民組合の前には重大な任務が存在している。階級闘争は農村地帯で先鋭化している。だから農民の意識を向上し大胆に運動を組織する重要性は非常に増大している。組織的抵抗と闘争以外に農民の緊急な利益を守ることはできない。危機がこのように深化している時に、ただ緊急の要求で運動を組織するだけでは、さらに前進することも、農民に確信を与えることもできない。根本的な変革のために農民の政治意識と団結を強める重要性がさらに増大している。緊急の要求のための戦闘的運動を組織し、農民の政治意識と団結を強めることは特に重要性を持っている。階級闘争がますます先鋭化していくなかで、それにあつて農業労働者と貧農とを特に強調し、農民運動全体を彼らに依拠して建設してゆく必要性が非常に緊急である。

州委員会はこの見地から農民運動と農民組合を強化す

る決議を行なった。県と地区段階でも農民組合の活動家集会を行ない、この見地で教育する必要がある。県と地区の組合委員会は定期的に会合を持ち、そこで明確なプログラムを採用する任務がある。一般的要求とプログラムを基礎に、地区の特殊な状況に適応した明確な決定をもとに行動せねばならぬ。どのような形の冒険主義にも陥らず、法的な便宜は一つとして軽視せず、おもに組織的な運動に依拠せねばならぬ。特定の運動の地区には、それにあつた運動を遂行する委員会を特に建設する必要も考慮すべきである。農村地帯では農民を意識的かつ組織化するために、数多くの小集会の計画も採用すべきである。小集会なしに、単に何回かの大集会をしただけでは今日の任務は果たしえないであろう。

〈農業労働者問題とその組織〉

貧農と農業労働者を組織することは緊急である。そのためにはこれまでの活動様式と観点を変えねばならぬ。意識的に彼らを組織する計画を作るべきである。多くの地域でこれが行なわれていない。パルガダールによる運動が行なわれている場所でも農業労働者の運動は一つも組織されていない。この弱点を克服しなければいけない。彼らの要求については、事情に応じた融通性を保持することは全く必要なことであるが、その要求と諸問題をとりあげ農業労働者を組織する重要性を過少評価しては必ず誤りに陥る。西ベンガル州のどこにおいても一般に農業労働者の独自の組織を作ることは現在の段階では正しくないと考えられる。しかし地域段階で農業労働者の特別の集会をひらき、農民組合の中に独自の委員会を作る必要はある。

州委員会はこの点ですべての支部と活動家に注意を喚起する。階級闘争が激化するなかで、農民運動の援助と防衛のために農民活動家とボランティアを育成する重要性についても委員会は各支部に注意を喚起する。農業労働者集会で選出された委員会は地区農民組合の小委員会とみなすべきである。

〈4月全期間にわたる運動〉

[略]。

2. 州農民組合による知事へのメモランダム

(*Ganashakti*, 1968年4月24日)

国内中に深まる経済危機を背景に、ベンガル農村の危機は重大な局面を露わしている。

われわれはこのメモランダムでいくつかの焦眉の問題に関し貴下の注意を喚起するものである。これらの問題は数十万、数百万の貧農、農業労働者の不安を招いてお

り、それらに明確な対処を行なうことに猶予すべき時間はない。

(1)食糧危機は恐るべき状態に至っている。最近ではさらに急速に悪化している。農業労働者と貧農はこの危機をまともにかぶっている。統一戦線内閣の採用した食糧供出計画は破棄された。大地主たちは供出を逃れることに成功し、今や退蔵摘発の名目で貧農や折半小作人のわずかなストックが没収されている。農村地帯には少しのストックも留保されていない。食糧危機は深刻で、多くの地域で米は入手困難で価格ははね上っている。断食か半断食状態が広範にある。そのうえ配給は全く行なわれず、農村地帯の失業者には職がなく、救済措置もきわめて少量である。間近かにせまった破局を回避するために必要な緊急措置は、準配給制、十分な失対事業 (Test Relief) と給食の供給 (Gruel Relief) である。この措置を直ちに、特に収穫が不良であった地域と不足地域とに実施すべきである。

(2)ほとんど大多数の農民に食糧と救援とが必要とされる時に、地租の強制とりたての圧力が農民を苦しめているのは全く遺憾なことである。干ばつによって、統一戦線内閣がベンガル年1373年[1966年]度分の滞納地租に免除を与えたモウザ[行政村]においてさえ地租徴収の努力がなされているのである。われわれは上記の方針がいつ変更されたのか、また免除された地租に対して利子を課して徴収することがどうしてできるのか理解に苦しむ。

だが、生じているのはまさにこうした事態である。今年度も若干の地域では洪水と干ばつによって収穫は良好でなかったが、そこでも容赦されていない。この措置は非常に打撃的であり、農民の間に大きな不満を呼んでいる。このような強圧政策は直ちに停止されるべきである。

(3)バルガダールの追いたてと土地なし農民に分配された余剰地の問題について、われわれは、ジョトダールの暴虐といかさまに対して、勤労農民が統一戦線内閣の際に得たわずかばかりの援助も今や奪い去られようとしていることを危惧の念をもって見まもっている。農民と農業労働者の代表組織が協力してきた諮問委員会も解散され、官僚のみが裁断者と化している。現在バルガダールを力づくで追いたてようとするジョトダールの攻撃が全州で展開されている。バルガダールがもし自身の正当な要求を守るために立ちあがるなら、それを弾圧するために警察の助けを借りるとジョトダールらはごう慢にも放言している。政府からわずかの余剰地を得た土地なし農

民、貧農らは、その土地がとり上げられることを恐れている。というのも、至る所で官吏たちは分配をやりなおすという名目で彼らに権利を放棄するよう命令しているからである。ジョトダールとその手先はこうした官吏と親密にしていることも明らかである。今後仮りにこうした事態が生じた場合、今年の耕作はばく大な損害をうけるであろうし、農村地帯には大混乱が生ずるであろう。貧農たちがただ一つの生活の手段を奪われれば手を合わせて土下座するであろうなどと期待されない方が良からう。

(4)農村地帯で融資を受ける問題も先鋭化している。困窮と食糧危機のために、多くの貧農は協同組合融資や団体融資 (Group Loan) の返済が不可能になっている。現在彼らには何の融資も行なわれていない。滞納した返済金のとりたて延期を真剣に考えてみねばならぬ状態である。十分な融資、協同組合、団体融資 (実際は赤字補填融資として与えられている。) の両者を与えるべきである。

定期的な干ばつ、洪水はわれわれの農耕作業にとって一つの大きな危険となっている。この状態に手当を加えるために直ちにいくつかの計画を実行する必要がある。小規模の排水、灌漑施設は単に問題を緩らげるだけでなく、この結果窮乏時に土地なし農業労働者に必要な雇用を生む。だからこの種の作業を直ちに始めるべきである。

(5)わが国の民衆は、当面している危機の中で次々と新たな負担を加えられており、既得権者の鋭い攻撃に対して正当な運動を遂行するためには、人民の民主的権利を完全に回復することが必要である。しかし残念ながら、短命なゴーシュ内閣が就任するや否や弾圧は開始され、その名残りはまだ続いている。予防拘禁法によっていまだに多くの政治活動家が逮捕されており、なかには政治犯の扱いさえも受けられない者もいる。民主主義擁護の闘いに勇敢に参加した人びとに対し数多くの刑事裁判が続いている。ジョトダールの攻撃に胸をはって抵抗した罪で多くの農民が逮捕されている。いわゆるナクサルバリ事件の背景には農民の正当な訴えがあったにもかかわらず、約1年たった現在も無数の訴訟で農民が脅迫をうけている。こうした弾圧的な措置を停止し、民主的権利を回復するべきである。

(6)西ベンガル州農民の指導的な組織である西ベンガル州農民組合は以上のことから要約して、貴下と西ベンガル州政府のもとに、以下の緊急な要求を行なうものである。

(4)農村地帯に準配給制を最優先に行ない、小麦と米を特に干ばつ、洪水被害地区に配給し、また不足地区、窮乏地区に対し十分な量の失対事業と給食とを行なう。それによって人口の約10%までをこの救援の対象にくり入れること。

(5)干ばつのために、ベンガル年1373年に地租免除の決定が行なわれたモウザでは、同年の地租のとりたてを停止すること。とりたてられた地租は翌年度分地租と調整すべきこと。干ばつ、洪水地域では本年の地租も免除すべきであり、最終的決定の行なわれるまでこれらの地域での地租徴収を延期すべきこと。

(6)土地改革法の大規模な修正を待たずに、バルガダールのあらゆる追いたてを禁止すべきである。追いたてに対してバルガダールを保護する確実な措置をとること。土地なし農民、またわずかの土地を持つ貧農に分配された政府の余剰地については、彼らの権利に関しどのような混乱もおこさないこと。いまだに分配されていないすべての余剰地は土地なし農民、貧農に分配せよ。ペナミ地を探索し、摘発する措置が必要である。土地に関するすべての問題の解決に、農民組合その他の農民組織と協力すべきこと。

(7)融資の返済滞納分を凍結せよ。十分な協同組合、政府融資を与えよ。農耕作業の援助と失業労働者の雇用のために小規模灌漑・排水計画を数多く採用すべきこと。

(8)予防拘禁法で拘留されたすべての政治犯を釈放せよ。ナクサルバリの訴訟をはじめ、すべての訴訟をとり下げよ。人民の民主的自由を保障せよ。

(9)われわれの代表は貴下と会見し、上記の諸問題について会談をひらきたいと考える。貴下が時間をさいて代表と会見されることをわれわれは歓迎する。農村地帯の状態は困難で重大になってきている。状況が更に悪化することを防ぐためには、あらゆる可能な施策をとるべきことは多言を要しない。

3. 農民組合議長の知事への書簡

(Ganashakti, 1968年7月10日)

私は次の非常に重大な事件に貴下の注意を喚起したい。これによって警官が各地でいかに、明らさまに旧中間介在者の肩を持って、余剰帰属地を占有し、正規に分配された政府収用地を耕作した農民を彼らが攻撃するのを手助けしているかが理解できよう。

事件は最近ブルドワン県のメマリ・タナのノボスト地区で起きた。ノボスト村では今年度、正規の手続きによって数エーカーの余剰収用地が土地なし農民と貧農とに

分配された。

農民たちは必要なライセンス料を支払い、政府から必要な記録書類を受けとり、それをもとに土地で耕作していた。農民に対してはいかなる禁止命令も執行されていなかった。しかし6月27日メマリ・タナの署長は数名の警官と1人の富裕なジョトダールをつれて突然現場に現われ、耕作中の農民ばかりか、親族まで逮捕した。13名の婦人を含めて40名が逮捕された。1人として妨害もせず、何の衝突もおこらなかった。理由もなく逮捕が行なわれ、その後彼らを脅迫するためにデッチあげの起訴が行なわれ、そのために保釈す困難となった。

この余剰収用地は農民が分配したのではなく、政府が分配し、農民は現行のライセンスの権利で耕作をしていたのである。ライセンスは取消しにも無効にもなっていない。こうした状況では、農民は政府からジョトダールの攻撃に対する保護をうける当然の権利があるといわねばならないのに、全く逆に彼らに攻撃がむけられたのである。さらに警官の攻撃の機会をとらえてジョトダールらは今度はバルガ地からも農民を追いたてようとしている。ところが警察署長はバルガダールらに対して追いたての抵抗には厳罰を示唆して脅したと伝えられる。ジョトダールの肩を持つ警官の行為は民衆の間に強い不満を呼んでいる。早急に対処してこうした行為を停止せぬ限り不測の事態が生ずるのであろう。

最高保有限度の規定をくぐるためにジョトダールがあらゆる不正手段をとっていることは良く知られている。官僚らがもし彼らの肩を持つのであれば、不測の事態が必ずやおこるのであろう。

私は貴下がこうした重大な事件に対し、直ちに注意を払い、適切な措置をとられることを要望する。

警官が各所でジョトダールの援助を行なっていることに関する危惧に満ちた報告を私は各地から受けとっている。それらについて貴下に今後時を見て書簡をもって伝える意志をここに表明しておきたい。

4. 「民主集会」の決議

(1968年12月5日, カルカッタ)

(Ganashakti, 1968年12月31日)

土地と収獲の擁護のために召集されたこの民主集会は、新たな収獲期が始まるや否や西ベンガルの農村各地で農民の生産した収獲を強奪し、その後には土地から追いたてるために、農民・バルガダールに対しジョトダールと警察の連合攻撃が開始され、それが日一日と広範に激烈化していることを深い憤りをもって目撃している。

政府の収用地、ジョトダールのベナミ地、そしてバルガ地等、あらゆる種類の土地の農民に対し一様にこの攻撃がすすめられている。統一戦線内閣時から若干の量の収用地が農民の間に査定され、また若干のベナミ地も摘発された。貧農らはこうした土地を耕作した。いまだに多量の収用地やベナミ地があり、そのうちの幾分かをも農民は耕作し得たのである。バルガダールらについては大部分何の登録もされておらず、ジョトダールらも彼らに小作料の受領証を渡さないことは周知の事実である。ジョトダールは断えずバルガダールの追いたてをねらっている。だが統一戦線の時期には正当な農民運動に対して警察の利用が禁止され、またその後の民主主義擁護闘争の援助をうけて、バルガダールの追いたては各地で阻まれ、農民は耕作することができた。収穫を刈り入れる時期となった今、ジョトダールらは上記のあらゆる種類の土地で農民の稲を強奪しようとし立ちまわっており、彼らが要求するままに警察はこの行為の手助けをしている。

そのため無差別的に農民に対し様ざまな口実で144条、145条(注1)や各種条項によって禁止令を執行し、各県で無数の警察キャンプが敷かれ、増設されつつあり、多数の農民と農民活動家が逮捕されている。こうして収穫を強奪するジョトダールの手助けをし、理由の有無を問わず、収用地のライセンスを所有する多数の農民、登録されたバルガダールらに対してすら警察の攻撃がしかけられている。彼らの状況がかくのごとくとすれば、一般農民に対してどのような無差別攻撃がなされているかは容易に理解できよう。政府の休閒地や、森林局の農地で長期間耕作してきた農民も政府による弾圧策の例外ではない。

警官の援助以外にも、ジョトダールら自身の暴力団がある。ジョトダールがこうして農民の稲を刈りとり去った例もあり、警官はジョトダールに対する措置をとらずに農民に対して弾圧を繰り返しているという憂うべき報告もみられる。農民たちはほとんど保釈されず、保釈条件もきわめて苛酷である。また、洪水や冠水によって収穫のなかった場合にも、刈り分け(bagha)分を払わないという理由で追いたてを行なう策謀までであることが発見されている。このようなことを農民は決して容認しないだろう。またバルガダールが死亡したために彼の耕した稲を全部刈り取っていったという報告もある。しかし政府のもとから何の援助も受けられぬばかりか、逆に攻撃を加えられた。

この集会は農民は自らの血と涙をそそいだ収穫をこの

ように強奪されることを黙って見すごすことはできないと考える。自ら収穫を育てた者が刈り取ることは正当であるばかりでなく合法的でもある。残虐な弾圧を頭上にして農民が大部分の土地で彼らの権利を守る闘いを続けていることは全く喜ぶべきことである。この集会は、現実にジョトダールと警察の生々しい攻撃が農村地帯に歓迎すべからざる事態を招いている時に、農民が無秩序状態を創り出しているという偽りの告発でこの攻撃を弁護している人びとに強く憤るものである。この誹謗宣伝に惑わされないことを、この集会は人びとに訴えるものである。

この集会はまた、知事統治下で攻撃がますます強化されていることを正視している。統一戦線期にはじめて、妨害と限界にもかかわらずジョトダールの抵抗の中で、農民の利益のため土地改革法を実行する努力が若干行なわれた。きたるべき選挙でさらに強力な統一戦線内閣が樹立されることを恐れ、ジョトダールらは攻撃を強化し、それによってすでに得られた便宜を奪うばかりでなく、将来の努力さえも事前に阻もうとねらっていることは全く当然なことである。ジョトダールのこの行為を助けるために選挙が延期され、選挙前に多数の農民活動家と指導者を逮捕し、事実上国民会議派を助ける企てがなされていることは、警察の行為からうかがわれる。この集会は、西ベンガルの大衆、農民諸層がこの策動をものみごとに打ち砕くであろうと確信している。

ジョトダールと警察の攻撃は農村地帯に危機的な状態を生んでいる。農民は自らの育てた稲が強奪されることを決して許さない。この状況で当集会は政府のもとに下記の緊急な要求を提出する。

(1)農民に対する弾圧を直ちに停止し、すべての警察キャンプを撤収せよ。

(2)捕えられたすべての農民指導者、活動家、一般農民を釈放し、すべての逮捕状と訴訟をとり下げよ。訴訟のとり下げの前に保釈条件を緩和せよ。

(3)政府収用地、ベナミ地、バルガ地のすべてについて、耕作した農民の収穫の正当な権利を保障し、彼らに対する妨害、禁止を撤回せよ。バルガダールが死亡した場合相続人がその分を受けとれる措置をとれ。

(4)農民を攻撃し、稲を強奪したジョトダールを処罰せよ。強奪した稲は農民に返還する措置をとれ。

(5)あらゆる追いたてを禁止せよ。洪水、冠水により収穫のなかった場合には直ちに調査を行ない、事前に追いたての策動を阻止せよ。

この集会は政府に対し、これらすべての正当な要求が認められず、農民への攻撃が強化された場合に生ずるすべての責任が政府にあることを警告する。また当集会は農民が育てた稲と土地の権利を全力で擁護し、そのために団結して強力に闘うことを呼びかける。

さらに西ベンガルの組織的労働者、勤労者、教師、学生すべての民主的大衆と組織のもとに、土地と収穫を守る闘いに農民を支持し、全力をあげて援助することを訴える。

〔原資料による解説〕

農民の収穫と土地を守る闘争を支持して、12月5日、

カルカッタで西ベンガルの四つの中心的農民組織〔西ベンガル州農民組合＝インド共産党（マルクス主義）系、西ベンガル州農民組合＝インド共産党系、西ベンガル連合農民組合＝革命社会党系、西ベンガル農民・農業労働者連盟＝社会主義統一センター系〕の呼びかけで重要な民主集会在開催された。これは採択された諸決議の一つである。

（注1） 刑事手続法(Criminal Procedure Code)の条項。集会、立入禁止に関する規定。「144条」というだけで人びとにはその意味が理解しうる。

（調査研究部）

調査研究双書

アジア経済研究所刊行

高梨博昭編

フィリピンの金融事情

410頁 2000円

フィリピンの金融制度について、その背景と発達の歴史を概観し、各種金融機関の実態、金融政策、為替管理、開発のための資金調達機構などにつき、できるだけ網羅的に解説し、それぞれの特質について明らかにする。

山本秀夫・野間清編

中国農村革命の展開

400頁 2030円

本書は、1920年から60年代を軸として、農村社会構造の把握、農民革命・土地革命の特質、集団化の必然性、諸矛盾の展開とその解決、人民公社と所有制の問題等、新進気鋭のきめ細かい論文で構成されている。

斎藤一夫編

台湾の農業上・下

各 1800円

戦後急激に復興した台湾経済の歴史的経過をふまえ、その背後で着実に健全に発展した「模範生」台湾農業の、現時点における問題点・矛盾点を分析、究明し、国際的位置づけの中で台湾農業を総合的にとらえる。

南亮三郎編

韓国人口の経済分析

240頁 1700円

可能な限り古い時代の人口記録まで遡り、韓国人口の増加趨勢や増加パターンを明らかにしながら、朝鮮動乱の災害から立ち直り1962年からの5カ年計画以後の経済成長のかけに潜む幾多の経済的・社会的問題をえぐりだす

アジア経済出版会発売